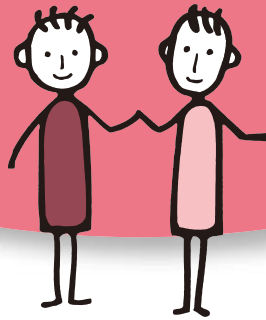


# あなたとわたし

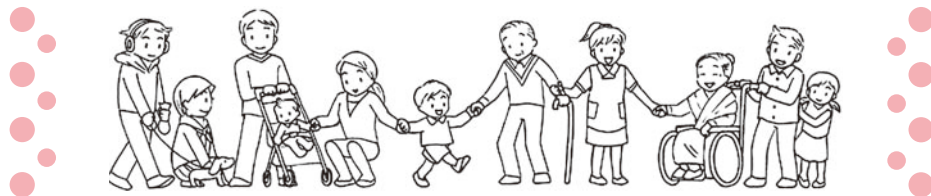
手をつなぎ 足もとしっかり 良い社会

vol.35  
2011.3月下旬号



## 「育児・介護休業法の改正のポイント」

仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を応援するために



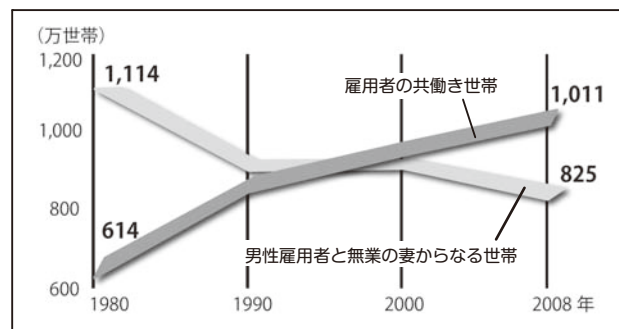
「改正 育児・介護休業法」が平成22年6月に施行されました。

今号では、この法律を詳しく解説します。知っているのと、知らなかったでは大違い?! 雇う人も雇われる人も社会人としての常識を押さえておきましょう!

働きながら育児や介護ができるよう、平成4年に「育児休業法」がスタートしました。この法律により介護休業や看護休暇が制度化され、さらに、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境づくりを目指して「改正育児・介護休業法」が施行されました。

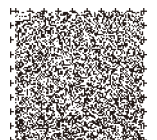
夫婦共働きの家庭が多くなっているなか、出産後も仕事を続けたいと望んでいる女性も多くなっていますが、仕事と子育ての両立が難しく仕事をあきらめる女性もすくなくありません。子育ては母親と父親の共同作業です。女性も男性も、仕事を続けながら子育てや介護ができる環境づくりを目指して、今回の改正はどんなところが変わったのかポイントを見てみましょう。

共働きなど世帯数の推移



内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」より

目の不自由な方への情報ツールとして開発された二次元シンボル「SPコード」を掲載しています。専用の読み取り装置を使って、今号の内容を要約した文字情報を音声で聞くことができます。専用の読み取り装置は市内の公共施設9か所に設置しています。くわしくは協働推進課へお問合せください。



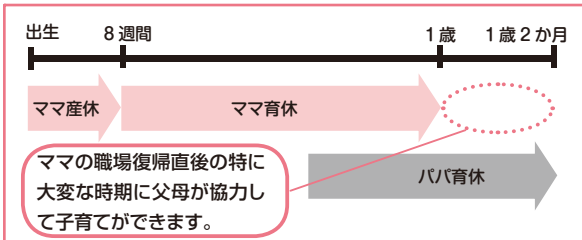


## 父親も子育てができる働き方の実現

### Point

ママとパパが二人で育児休業を取る場合、期間が2ヶ月伸びます。

取得例



### 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長 (パパ・ママ育休プラス)

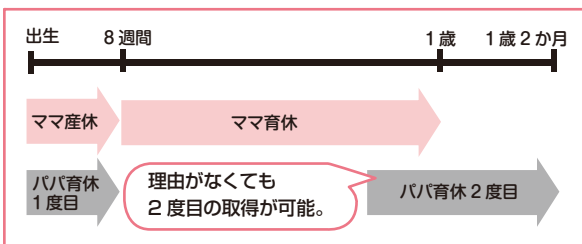
「パパ・ママ育休プラス」は、母親と父親がともに育児休業を取得する場合、期間を「子どもが1歳2か月に達するまで」に延長する制度です。例えば左図のように母親の育児休業が終わるころに父親が育児休業を取得すれば、職場復帰の大変な時期に母親の負担を軽くすることができます。

※父母一人ずつが取得出来る休業期間（母親の産後休業期間を含みます）の上限は現行と同様1年間です。

### Point

パパが出生後8週間以内に育児休業を取り、いったん職場復帰したあとに、もう一度育児休業が取れます。

取得例



### 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

これまでは、一度育児休業を取得すると、特別な事情がないかぎり、2回目の育児休業を取得できませんでした。今回の改正により、子の出生後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても、2回目の育児休業を取得できるようになりました。

Q

育児休業を取ると決めた時、どのようにしたらいいですか？

A

原則として、休みたい日の一か月前までに、申し出ることが必要です。なるべく早く事業主と相談して必ず書面で申請してください。

### Point

配偶者が専業主婦（夫）や、育児休業中であっても、パパもママも育児休業が取れます。

### 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

これまでは、配偶者が専業主婦（夫）であったり、育児休業中の場合、労使協定によって育児休業申請を拒める制度がありましたが、これが廃止され、すべての労働者が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

Q 契約社員やパートでも育児休業や介護休業を利用できますか？

A 契約社員やパートでも一定の要件を満たしていれば利用できます。

### Point

育児休業中も賃金の50%が支給されます。

### 育児休業給付の改正

今回の改正により育児休業中は「パパ・ママ育休プラス」により延長された期間も含め、雇用保険から「育児休業給付金」として、育児休業開始時の賃金月額額の50%が支給され、社会保険料の支払いも一部免除されます。

## 子育て期間中の働き方の見直し

※は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から適用されます。

 Point

子育て中は勤務時間を短くできたり、残業が免除できたりします。

## 短時間勤務制度の義務化※

3歳までの子どもを養育する労働者が希望すれば「短時間勤務制度（1日原則6時間）」を設けることが事業主の義務になりました。

## 所定外労働の免除の義務化※

3歳までの子どもを養育する労働者が希望すれば「所定外労働（残業）」を免除されるようになりました。

 Point

子どもが病気の時はパパもママも看護休暇が取れます。

## 子の看護休暇の拡充

これまで子どもの人数にかかわらず、一律「年5日まで」でしたが、小学校就学前の子が1人であれば「年5日」、2人以上は「年10日まで」取得できるようになりました。また、予防接種や健康診断でも、看護休暇が取得できます。

Q

配偶者が専業主婦（夫）でも看護休業を利用できますか？

A

配偶者が専業主婦（夫）であっても対象になります。

## 仕事と介護の両立支援

 Point

介護のために短期の休暇が取れます。

## 介護のための短期の休暇制度の創設※

従来の介護休業（対象家族一人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日までの介護休業を取得できるようになっています。）に加え、通院の付き添い等に対応するため、年5日、対象者が2人以上なら年10日の休暇を取得できるようになりました。

Q

対象家族は同居していないとだめ？

A

対象家族とは、配偶者（事実婚を含む）、子、父母、配偶者の父母。「同居しかつ扶養」の条件付きというのは祖父母、兄弟姉妹、孫になります。

## 実効性の確保

 Point

問題が起きたときの援助制度があります。

## 紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設

育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働事務局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設けました。

## 公表制度及び過料の創設

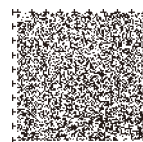
勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者などに対する過料を設けました。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは

東京都労働局雇用均等室へ

電話 03-3512-1611

目の不自由な方への情報ツールとして開発された二次元シンボル「SPコード」を掲載しています。専用の読み取り装置を使って、今号の4面記事「ジェンダーって何のこと？」の文字情報を音声で聞くことができます。専用の読み取り装置は市内の公共施設9か所に設置しています。くわしくは協働推進課へお問合せください。





## ワーク・ライフ・バランスの実現にむけて

東京学芸大学 教育学部 准教授 中澤智恵

最近、ワーク・ライフ・バランスという言葉をよく耳にしませんか？「仕事と生活の調和」という意味です。これまでの睡眠時間まで削る働きづめの生活を見直し、女性も男性も、子育てや介護など家庭生活で責任の重い時期でも安心して働き続けられる社会を目指していく取り組みが始まっているのです。

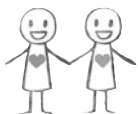
これに関連して、次世代育成支援対策推進法という法律が2005年4月に施行されていまして、事業主に、仕事と子育ての両立を目指す行動計画を策定するよう義務づけています。現在は従業員が300人を超える企業のみが対象で、中小企業は努力義務なのですが、今年2011年4月からは、101人～300人の企業も義務化されます。

中小企業では、社員の人数に余裕がなく、出産や育児、介護などで社員が長期休業に入ってしまうと代替要員の確保が難しく、仕事が回らなくなることも多いと言われます。その一

方で、優秀な人材に辞められてしまうとダメージが大きく、仕事と家庭を両立して辞めずに働き続けてもらうことが経営上、とても重要です。

育児支援の充実などは、余裕のある大企業だけが取り組めるものだという受けとめも少なからずありますが、むしろ中小企業こそ取り組まざるを得ない課題と言えます。これまでに取り組んできた企業の例をみると、仕事と生活の調和をとれる働き方を保障することで、社員の働きがい向上し、生活全般の満足度も高まり、そして同時に生産性を上げることが可能です。働く人にも会社にも有益な方法を、多方面から知恵を出し合って実行していくことが求められています。ワーク・ライフ・バランスを個人の努力だけで実現することは難しいのです。

あなたも、こうだったらよいのに、というアイデアを出してみませんか。



### ご存知ですか？男女共同参画情報コーナー

輝き市民サポートセンター（福生駅西口プチギャラリー 4階）に各区市町村の情報誌や男女共同参画に関する資料を備えています。ご利用ください。

問合せ：輝き市民サポートセンター 電話 042-551-0166

### 市民編集員 募集中

「あなたとわたし」の編集員を募集しています。興味のある方は、協働推進課までご連絡ください。

### ご意見・ご要望をお気軽にお寄せください。

本誌は、市民がつくる市民のための情報誌です。感想をはじめ、特集で取り上げてほしいテーマなど、ご意見・ご要望をお気軽にお寄せください。市ホームページ（トップページ左側の市民のご意見箱）からもお送りいただけます。

広告掲載スペース

市民編集員 ○輿水と和代 ○寺崎敏枝 ○濱原幸恵

企画編集 NPO法人 NAFA 子育て環境支援センター

あなたとわたし vol.35 2011年3月下旬号

発行：福生市 生活環境部 協働推進課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地 電話 042-551-1590

<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>